

旅館業以外の許可や届出の手続を忘れていませんか？

旅館・ホテル等を計画中の皆様へ

旅館・ホテル等の宿泊施設を営むに当たっては、旅館業のほか、施設や営業の内容に合わせて、様々な許可や届出が必要になります。

下記のチェック表で1つでも該当するもの があれば、医療衛生センター（千代田生命京都御池ビル6階又は2階）の担当窓口に御相談ください。

窓 口		担 当	電話番号
医療衛生センター	千代田生命京都御池ビル	北東部担当（北区・上京区・左京区・東山区）	075-746-7211
	<u>6階</u> （北東部，中部，南東部）	中部担当（中京区・下京区）	075-746-7212
	<u>2階</u> （西部） （京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地）	南東部担当（山科区・南区・伏見区）	075-746-7213
		西部担当（右京区・西京区）	075-746-7214

チェック表

<建物，使用水>

<input type="checkbox"/>	建物の延べ床面積が3,000㎡以上ある。 	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定める「特定建築物」に該当する可能性があります。
<input type="checkbox"/>	飲料水用の貯水槽が設置されている。	貯水槽の有効容量により，簡易専用水道若しくは小規模受水槽水道の届出が必要です。
<input type="checkbox"/>	井戸水を利用する予定である。	給水人口や給水量により，専用水道に該当する可能性があります。

<風呂，プール>

<input type="checkbox"/>	お風呂に温泉水を使う。	温泉法に基づく温泉利用許可が必要です。
<input type="checkbox"/>	宿泊客以外が利用する浴場を設ける。（エステやジム内の入浴施設，サウナ，岩盤浴を含む。）	公衆浴場法に基づく公衆浴場の許可が必要です。 
<input type="checkbox"/>	ジムにプールがある。	プールの届出が必要です。 

（裏面に続く）

<理容, 美容>

<input type="checkbox"/>	美容室, 理容室を設ける。	美容師法に基づく美容所の届出, 理容師法に基づく理容所の届出が必要です。 
<input type="checkbox"/>	写真室でヘアセット, メイクを行う。	
<input type="checkbox"/>	ブライダルエステでシェービングを行う。	

<クリーニング>

<input type="checkbox"/>	宿泊客の衣服を預かり, 洗濯する。	クリーニング業法に基づくクリーニング所の届出が必要です。 
<input type="checkbox"/>	宿泊客の衣服を預かり, クリーニング屋に洗濯を依頼する。	
<input type="checkbox"/>	自身が経営する宿泊施設以外からリネン類を回収し, 洗濯している。	

<飲食>

<input type="checkbox"/>	宿泊客に食事を提供する。	飲食物の製造, 販売等がある場合は食品衛生法等に基づく許可, 届出が必要です。 食品の種類により, 様々な許可がありますので御注意ください。 
<input type="checkbox"/>	喫茶ルームで提供しているケーキ等の持ち帰りも検討している。 	
<input type="checkbox"/>	年末だけ, 「おせち」を受注製造販売する。	
<input type="checkbox"/>	共同浴室のそばで牛乳を販売する。	
<input type="checkbox"/>	カップ式の清涼飲料水の自販機やカップラーメンの製造自販機を設置する。	
<input type="checkbox"/>	厨房で井戸水を使用する。	

